

共通仕様封筒への広告掲載に関する契約書

1 契約の目的 令和7年度共通仕様封筒（長形3号封筒裏面）への広告掲載

2 契約期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 契約金額

百	十	万	千	百	十	円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

百	十	万	千	百	十	円

4 契約保証金 免除

岐阜県（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、岐阜県が作成し本庁各課で使用する長形3号封筒（以下「封筒」という。）に乙が作成した広告を掲載することについて、次の条項により契約を締結する。

（広告掲載の条件等）

第1条 乙は、別紙「令和7年度共通仕様封筒広告掲載仕様書（以下「仕様書」という。）」に基づき、封筒に掲載する広告を作成するものとする。

2 甲は、仕様書に基づき乙が作成した広告を、封筒に掲載するものとする。

（契約金の納付方法）

第2条 乙は、甲が発行する納入通知書により、甲が定める期日（納入通知書を発する日から20日以内）までに契約金の全額を納付しなければならない。

（協議による契約の解除）

第3条 甲は、必要があるときは、乙と協議の上、この契約の全部若しくは一部を解除し、内容を変更し、又は履行を中止することができる。

（甲の契約解除権）

第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、この契約を解除することができる。

（1）契約の締結及び履行に関し、不正の行為があったとき。

（2）履行期限までに履行の完了の見込みがないとき。

2 前項の場合において、乙に損害を生ずることがあっても、甲はその責任を負わないものとする。

（暴力団排除措置による解除）

第4条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき。

二 乙の役員等（岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（以下「暴排措置要綱」という。）第2条第9号に規定する役員等をいう。以下同じ。）が、暴力団

員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるなど、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

三 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用していると認められるとき。

四 乙の役員等が、その属する法人等（暴排措置要綱第2条第8号に規定する法人等をいう。以下同じ。）若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴排措置要綱第2条第7号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

五 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

六 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

七 乙の役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

八 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している業者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用していると認められるとき。

九 乙が、暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

十 乙が、二から八までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（八に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（損害賠償）

第5条 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約に定める事項を履行せず、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を甲に賠償しなければならない。

（遅延利息）

第6条 乙は、自己の責めに帰すべき理由により、契約金を甲が定める期日までに納入しなかった場合は、当該期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、支払遅延防止法第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率で計算した額を遅延利息として甲に納入するものとする。

（秘密の保持）

第7条 乙及び甲は、この契約の履行上知り得た相手方の秘密を他に漏らしてはならない。

（権利義務の譲渡等）

第8条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（管轄裁判所）

第9条 この契約に対して争いが生じた場合には、岐阜地方裁判所をその管轄裁判所とする。

（契約の費用等）

第10条 この契約の締結に必要な費用は、乙の負担とする。

（その他）

第11条 この契約に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議して決める。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持

する。

令和7年 月 日

甲 岐阜県知事 江崎 禎英

印

乙

印

令和 7 年度共通仕様封筒広告掲載仕様書

(本庁用長形 3 号封筒・定形封筒)

1 仕 様

- | | |
|-------------|--|
| (1) 広 告 媒 体 | 令和 7 年度本庁共通仕様の長形 3 号封筒 |
| (2) 広告掲載枚数 | 6 万枚 |
| (3) 封筒使用期間 | 令和 7 年 8 月から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
・ 広告を掲載した封筒が令和 8 年 4 月 1 日以降も残る場合、優先的に使用する。
・ 封筒使用期間内に 6 万枚を使い切った場合は、広告掲載されていない封筒を使用する。 |
| (4) 広告掲載位置 | 長形 3 号封筒裏面 (1 面) |
| (5) 広告枠の大きさ | 縦 7 . 0 c m × 横 1 5 . 5 c m
※別紙「共通仕様封筒裏面 (長形 3 号) イメージ」参照 |
| (6) 印 刷 仕 様 | 1 色刷 (青) |
| (7) 封 筒 材 質 | 再生クラフト紙 厚さ 8 5 k g / m ² |

2 費用負担

封筒への広告掲載に要する費用は県の負担とし、広告の原稿作成等に要する費用は契約者の負担とする。

3 業務基準

契約書、仕様書に定めるもののほか、共通仕様封筒 (指定物品) 広告掲載要綱、同基準に基づいて行う。これらに定めのない事項等について疑義が生じた場合は、県と協議のうえ県の指示に従うものとする。

4 広告原稿の提出

契約者は、掲載しようとする広告について出納管理課用度係へ提出すること。提出後、原稿を修正する必要がある場合は、県が指定する業者と協議の上、速やかにその作業を行うこと。

(1) 原稿提出部数

紙原稿 . . . 1 部

完全版下原稿 (電子データ) . . . 1 部

※入稿メディア、規格等の詳細について明示すること。

(2) 原稿提出期限

県が指定する日

(3) 県が指定する業者

本庁共通仕様封筒 (長形 3 号封筒) 印刷製造業務を落札し、契約締結した業者

5 広告作成の留意点

- (1) 広告枠外上部に縦 0 . 5 c m × 横 1 . 2 c m 以上の大きさに 広告 と表示すること。
- (2) 広告主の氏名又は名称、所在地、連絡先等、当該広告に係る責任の所在について明確な表示をすること。
- (3) 広告する枠外下部へ「※岐阜県では財源確保の一環として広告を掲載しています。」と表示すること。
- (4) 県が広告内容の修正を命じた場合は、正当な理由がある場合を除き、速やかに修正すること。

特記仕様書

不当介入における通報義務について

1 妨害又は不当要求に対する通報義務

乙は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報をしなければならない。なお、通報がない場合は、入札参加資格を停止することがある。

2 乙は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、甲に履行期間の延長を請求することができる。